

第 86 号議案

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例（平成 27 年ふじみ野市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(8) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 3 項中「法別表第 2 の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 2 項及び第 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

別表第 2 の 4 の項及び 11 の項中「国民健康保険関係情報」を「医療給付等関係情報」に改める。

別表第 3 を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。ただし、第 4 条第 4 項を削る改正規定、同条第 5 項の改正規定及び同項を同条第 4 項とする改正規定、別表第 2 の改正規定並びに別表第 3 を削る改正規定は、公布の日から施行する。

令和 5 年 11 月 29 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。